

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】令和6年8月21日(2024.8.21)

【国際公開番号】WO2024/057703
 【出願番号】特願2024-501977(P2024-501977)

【国際特許分類】
 G 0 1 N 3 5 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

G 0 1 N 3 5 / 0 2

A

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年1月12日(2024.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) マイクロプレートの複数のウェルのそれぞれに対応する位置に設けられた貫通孔を備える板状の基部と、

b) 前記基部の一方の面の外周縁に立設された、該面を取り囲む囲み壁と、

c) 前記貫通孔に設けられたフィルタと、

d) 前記基部の一方の面の、前記貫通孔を除く部分の全体に設けられた、柔軟性を有する板状のパッキン材と

を備えることを特徴とするマイクロプレート用フィルタプレート。

【請求項2】

前記基部が有する複数の前記貫通孔の全てを覆うような1枚のフィルタが前記基部の一方の面と前記パッキン材との間に設けられていることを特徴とする請求項1に記載のマイクロプレート用フィルタプレート。

【請求項3】

前記基部が、その一方の面の前記マイクロプレートの複数のウェルのそれぞれに対応する位置に設けられた、前記貫通孔の一部を構成する筒体を備えることを特徴とする請求項1に記載のマイクロプレート用フィルタプレート。

【請求項4】

前記基部が、板状の第1基部と、該第1基部の一方の面に重ね合わせられた前記筒体を有する板状の第2基部とから成り、

前記フィルタが前記第1基部と前記第2基部との間に設けられている

ことを特徴とする請求項3に記載のマイクロプレート用フィルタプレート。

【請求項5】

前記パッキン材の材料がシリコンゴムであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載のマイクロプレート用フィルタプレート。

20

30

40

50